

憲法記念日を迎えての会長談話

本日は78回目の憲法記念日です。

日本国憲法は、基本的人権の尊重、平和主義、国民主権という3つの理念を掲げています。しかしながら、過去においても、そして現在も、この理念に悖る事態が絶えず生じているのが実情です。

われわれ弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命としており（弁護士法1条）、この使命に基づき、日本国憲法の理念を守るための活動を行っております。

そこで、近年憲法上問題となっているものの中から、夫婦同姓の問題、ネット上における表現活動の問題、そしてウクライナやパレスチナにおける軍事侵攻の問題に触れてみたいと思います。

まず夫婦同姓を義務付ける民法750条についてです。夫と妻いずれもが様々な考えを持つようになった現代社会においては、同姓・別姓のどちらかに限定するのではなく、自由に選べるようになる選択的夫婦別姓制度が適切ではないでしょうか。この制度の導入は日本弁護士連合会の重要施策の一つでもあり、千葉県弁護士会としても日弁連と歩調を合わせて活動しているところです。

次にネット上におけるプライバシー侵害や侮辱、名誉棄損の問題です。表現活動それ自体は、表現の自由という基本的人権の1つ（精神的自由権）として手厚く保障されてきましたが、それは反権力的な表現活動が規制されることを防ぐことが目的でした。国家に対し言いたいことを自由に言えることを憲法は保障してきたわけです。しかしながら、他人の権利を不当に侵害するような表現活動まで保障されるものではありません。SNSの普及に伴い、手軽さも手伝い、メッセージ内容が過激になっているのが現状です。著名な方が誹謗中傷を受けて自ら命を絶ってしまうといった悲惨な報道にも接しました。千葉県弁護士会は、SNS管理者等に対する発信者情報開示手続など、行き過ぎた表現活動により権利を侵害された方々の救済に繋がる法制度の整備・運用に向けて活動していく所存です。

最後に、国外において相次ぐ軍事侵攻とこれによる膨大な犠牲者数に関するニュースには本当に胸が痛みました。千葉県弁護士会は、令和6年3月、イスラエルとパレスチナの軍事衝突に関し、日本政府が関係国に対して恒久的平和を実現するための働きかけに全力を尽くすことを求める会長声明を発出しましたが、今後も時機を逸することなく必要な提言を積極的に行っていきたいと考えております。平和でない社会では人権も保障されないのですから。

さて、千葉県弁護士会・憲法問題特別委員会では、その時々憲法上の問題を取り扱うシンポジウムを随時開催しております。近いところでは、本年6月28日（土）13時より、千葉県弁護士会本部会館において、成蹊大学教授伊藤昌亮氏をお招きし憲法市民集会を開催する予定であります（テーマ：(仮)ポピュリズム政治とSNS）。市民の皆さまにおかれましては、是非ご参加いただき、憲法にまつわる最新情報に接してください。

千葉県弁護士会は、これからも憲法の理念を大切に、人権擁護と社会正義の実現に向けた活動を続けてまいります。

2025（令和7）年5月3日

千葉県弁護士会会長 金城 未来彦